

介護分野における特定技能外国人の受入れ上限と現状を踏まえた諸課題について（要望）

2026 年 7 月

一般社団法人介護人材政策研究会

介護分野における 2029 年 3 月までの特定技能外国人受入見込数（以下、「上限」という。）は 126,900 人（育成就労 33,800 人は除く。）と設定されており、直近の在留者数（2026 年 3 月末時点）は 74,745 人と、上限に対して 58.9%の充足率となっています。

外食業分野では当該充足率が 95.4%となったことから、本年 4 月 13 日以降、在留資格認定証明書の一時的な交付停止措置がされているところですが、それを除けば介護は飲食料品製造業（72.2%）、建設業（67.2%）に続き 3 番目に高い充足率に至っており、昨年 12 月末からの伸びでは、介護（+5.4%）はこれら（飲食料品製造業+2.2%、建設業+2.3%）を大きく上回っています。

実際に、2024 年 6 月末（36,719 人）から 2026 年 3 月末までの 2 年足らずの間で、介護分野における特定技能外国人の在留者数は 4 万人近く増加しています。今後もその受入れは加速度的に進み、年あたり 2.5 万人程度の増加が見込まれることから、2027 年度中にも上限に達する可能性があります。

2040 年までに生産年齢人口が 15%（約 1,100 万人）減少するとされる我が国にあって、介護分野では約 272 万人（2024 年度時点で+60 万人）の人材確保が必要であると推計されています。そのなかで特定技能外国人については、「人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ」を目的としていることから、その趣旨を適切に反映した受入れの在り方を講じていくべきであるとする観点から、以下についてご検討を賜りたく、要望いたします。

＜参考＞介護分野における特定技能外国人の在留者数の増加状況と上限に対する充足率

時 点	2023. 12	2024. 6	2024. 12	2025. 6	2025. 12	2026. 3
在留者数	28,400	36,719	44,367	54,916	67,871	74,745
増 加 数	—	8,319	7,648	10,549	12,955	6,874
充 足 率 ※上限を 12.69 万人 とした場合	22.4%	29.0%	35.0%	43.3%	53.5%	58.9%

※出入国在留管理庁及び厚生労働省ホームページデータをもとに本会作成

（１）受入見込数の算出根拠に係るデータの更新と適切な上限の再設定について

特定技能外国人材の受入見込数の算出にあたっては、人手不足数（必要就業者数－就業者数）に生産性向上や国内人材確保の状況を加味することとなっています。そのため、介護分野については第 9 期計画におけるサービス見込量・必要介護職員数、2023 年度の就業者数（209.8 万人、特定技能外国人を除く）、生産性向上による効率化（2028 年までに 2 %程度）

とともに、「直近5年間の就業者の平均増加数（1万人程度／年、特定技能及び技能実習を除く）が2028年度まで継続すると想定」して計算することとされました。

しかしながら、厚生労働省による推計（介護職員数の推移）では、2020年度（211.9万人）から2024年度（212.6万人）の5年間で、介護職員は僅か7千人の増加に留まっており、むしろ国内人材については減少しているデータが示されています。

もし2040年までに272万人（+60万人）の介護人材を確保しようとすれば、2026年から生産性向上による効率化（毎年2％）が実現されたとしても、毎年約3.2万人の介護人材を確保することが必要となります。そのため、少なくとも現状の介護分野における特定技能外国人の在留者数に係る増加ペース（年あたり2.5万人）が維持されてもなお、継続的な受入れが可能となる上限を設定することが妥当であると考えます。

上記を踏まえ、当該上限の算定根拠に係るデータについて更新の上で、現状に見合った適切な上限を改めて（場合により臨時に）ご設定いただきたく、要望いたします。

（２）特定技能外国人在留者数と介護人材課題解消の相関性の整理

介護分野における有効求人倍率は、2018年以降、継続して4倍前後で推移し、高止まりしています。特定技能外国人のみならず、EPA（経済連携協定）や在留資格「介護」、技能実習制度等を通じて年々、我が国の介護現場で活躍する外国人介護人材が増えていくなかにあってもなお、前項で示した通り介護人材の数的確保は困難を極めており、国内人材は減少傾向にさえあります。

このことを思えば、少なくとも介護分野においては、特定技能外国人をはじめとする外国人介護人材の受入れが国内人材の就労の機会を妨げている等の状況は存在せず、むしろ我が国における介護人材確保の要のひとつとなっていることから、我が国の産業及び国民生活にポジティブな影響を与えていることは明らかです。

その点から、今後政府においては、国内介護人材の確保策の拡充はもとより、介護分野における生産性向上や働きやすい職場環境整備の推進、同一労働同一賃金等適正な人事労務管理の徹底等を前提としつつ、外国人介護人材の受入れを一層促進していただくとともに、その中核的な位置づけとなる特定技能外国人在留者の増加が介護人材課題解消にどのような効果を生んでいるかの相関性を整理していただくことを通じて、その価値を適正に評価していただきますよう、お願い申し上げます。

（３）特定技能外国人が介護福祉士国家試験に合格することを支援する取組の強化

特定技能外国人が、在留期間満了・帰国等によって介護分野での就労を離れてしまうことは避けられませんが、介護分野にとって重要な彼らが、進んで国内に定着する環境を整備していくこともまた、介護人材確保策の上で必要不可欠であることは言うまでもありません。

しかしながら、第38回介護福祉士国家試験（2026年1月実施）における特定技能外国人の合格率は33.0％（3,435／10,406人）と全体の合格率（70.1％）に比べて低い結果となっています。

その点で、特定技能外国人が介護福祉士資格を取得することを推奨・支援していくことは極めて重要と考えるところ、厚生労働省においてはパート合格制度の導入や介護福祉士養成施設卒業者への経過措置の延長など諸般の取組を実施いただいておりますが、今後も一層、国家資格取得に係る支援の取組を強化していただきたく、要望いたします。

- 都道府県による福祉人材確保のプラットフォームを通じた特定技能外国人をはじめとする外国人介護人材に対する学習・生活支援や研修・交流の場の提供
- 試験対策や資格取得支援に係る好事例の共有
- 外国人介護人材受入環境整備事業や介護の日本語学習支援等事業、外国人介護人材定着促進事業等のさらなる充実
- 在留期間満了等により帰国した特定技能外国人への再入国（リピーター）支援
- 厚生労働省内における外国人介護人材の定着支援（介護福祉士資格の取得支援を含む）の方策を検討する場の設置 等